

育児休業給付金を受給している方へ

次に該当する場合、事業主へ事前に申告をしてください。

- ✓ 育児休業を延長する場合
- ✓ 次子の産前産後休暇を取得する場合

育児休業給付金の申請手続きを行う事業主(社会保険労務士)の方へ

育児休業給付の支給申請の際には
次の項目を必ず確認してください。

- ✓ 職場復帰の有無
- ✓ 育児休業延長の有無
- ✓ 次子の産前産後休暇の取得の有無
- ✓ 雇用保険の喪失の有無

要チェック!

上記の申告・確認が漏れ、誤った支給申請となった場合
該当する支給単位期間に支払われた**全額**を
原則、**一括で返納**となりますので、手続きが大変です。
また、**故意に申告を行わなかった場合は、不正受給**となります。

※給付金が返納されないと、次の支給対象期間の支給ができません。

育児休業給付金 過誤回収の発生原因

